

## 政策会議分科会（第1回）議事要旨

1. 日 時：平成22年3月16日（火）8：00～9：00
2. 場 所：参議院議員会館第1会議室
3. 国交省出席者：長田総括審議官、日原審議官ほか
4. 議 題：社会資本整備総合交付金（仮称）について
5. 議事要旨
  - (1) 挨拶
  - (2) 議事要旨
    - ・ 配付資料に沿って説明
    - ・ 質疑応答
  - (3) 出席議員からの主な意見
    - ・ 地方から意見を聞きながら制度を検討しているとのことだが、どのような手続で検討を進めているのか。
    - ・ 資料では、地方公共団体が対応すべきことは説明されているが、国の対応はどうか。
    - ・ 国交省や経産省のまちづくり施策では、コンパクト化を方針としていたが、今度の交付金化においてもその方針は踏襲されるのか。それとも、方針は地方公共団体に委ねられるのか。今後も地方公共団体から、関係の役所の部署に相談し、アドバイスをもらいながら必要な事業をシェイプアップしていくことになると思うが、どうか。
    - ・ 国は、地方公共団体が提案してくる事業に対する我々国会議員の評価をどのように反映するのか。
    - ・ 地方公共団体はいくらぐらいの金額を目安に要求すればよいのか。要求できる金額の幅を示していただけないか。
    - ・ 効率的・効果的という都市部が優先となってしまう。十分に地方の状況を踏まえた配分としていただきたい。
    - ・ 交付金の流用はどの段階で可能か。また、どのような手続、範囲で可能なのか。
    - ・ 地方公共団体が作成した計画に対する国のチェックは、技術的な確認のみにしてほしい。
    - ・ 効果促進事業について、こういうことができる、というよりも、こういったものはできない、ということを示してほしい。
    - ・ 今後の大まかなスケジュールを教えてください。
    - ・ 地方への周知徹底や地域へ浸透させるやり方を教えてください。本当は基礎自治体が担い手となるべきだが、都道府県に頼りきりで大丈夫か心配である。
    - ・ 新交付金は次年度への繰越が可能か。寒冷地などの地方公共団体では、寒くなった時期に予算が下りてくるのが現状であり、その期間に事業をやりきるのは困難。

- ・都市計画決定された内容と異なることを新交付金で実施することはできるのか。
- ・地方公共団体が要求できる金額はどの程度なのか。継続事業が大半を占めるという説明があったが、配分はすでに決まっているということか。
- ・下水道事業は「水の安全・安心基盤整備」の政策分野にしか当てはまらないのか。そうであれば結局タテ割と変わらず、交付金化は偽物と言われてしまう。

#### (4) 出席議員からの発言を受けての国土交通省の回答

- ・地方からの意見については、全国知事会「地方の社会資本整備プロジェクトチーム」から具体的な意見をいただいているほか、個別に地方公共団体や議員の方々から問い合わせや御意見をいただいている。
- ・国の対応に関しては、省内で窓口を一元化する予定であり、近々に決めたいと考えている。
- ・まちづくりに関して、地域が自ら考えて創意工夫を活かすという新交付金の趣旨からして、国が地方の意向を否定するようなことはないが、地方公共団体の基本的な方針もコンパクトシティの方向なのではないか。それに反して大規模開発を行う計画だと趣旨を確認することになると思う。コンパクトシティという基本的な流れは今後も変わらないのではないかと考えている。
- ・地方が提案した事業に対しては、国としては、地方が提出する計画について、計画の目標が実現可能かどうかなどを確認する程度で、細かに指示するようなことはしない。
- ・議員の評価も含め地元の声を反映していくことになると思うが、地方公共団体に配分する金額については、計画の中身次第ということになる。
- ・効率的・効果的といっても、例えば、孤立集落の道路整備の善し悪しということではなく、孤立集落の道路をいかに効率的・効果的に整備するかという趣旨。
- ・流用については、計画の実施当初から流用するような事態の場合は計画変更手続きを行っていただくことになると思うが、タイミングで特に制限はない。同一計画内であれば、手続を踏むことにより自由に流用できることとしている。計画間でも同じ分野内であれば、手続を踏めば流用が可能であり、簡便な手続にできないか検討している。
- ・整備計画に対する国のチェックは、技術的なものに留め、細かな指摘をするつもりはない。計画に定める指標や効果などについてお聞きすることになる。
- ・効果促進事業は、人件費や公共交通の赤字補填などの経常的な経費については対象としていない。ただし、ワンコインバスの運行の実証実験など、経常的な経費でないものについては対象となる。
- ・スケジュールに関しては、予算成立後に速やかに要綱を策定する予定。要綱の骨子を提示するタイミングが遅くなって申し訳ないが、地方公共団体にはできるだけ早く整備計画を提出していただきたいと思う。

- ・地方への周知については、全国知事会や指定都市市長会、全国市長会、全国町村会などを個別に説明に回っているほか、準備室から地方公共団体に直接連絡をしており、問い合わせ専門の連絡先も設けているところ。
- ・繰越は、従来どおり、手続を踏めば可能である。
- ・交付額の上限については、あくまで提出された計画の中身次第ということになる。計画の中身に依じて、また全体のバランスを考慮した上で、必要な地域に、必要なタイミングで、必要な額を無駄なく配分していく。人口などを基準とした外形標準による配分では地域の需要に対応できない。
- ・都市計画の変更には住民との合意形成が必要。ただし、都市計画の変更に時間を要することから、計画変更前に従来のみちづくり交付金を交付した例はある。
- ・継続事業が大半という説明について、配分は、地方公共団体から提出していただく計画を踏まえて今後決定していくことになるが、これまでも地方公共団体から要望を聞いているところであり、大体は把握しているところ。
- ・下水道事業は、他の政策分野に基幹事業となるものがあれば、その関連社会資本整備事業として実施することも可能。

(以 上)